

令和6年度 鹿嶋市地域ケア会議開催計画

1 地域ケア会議とは

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくことを目的とする会議であり、主に以下の5つの機能を有します。

(1) 個別課題解決機能

- ・個別事例について多機関・多職種が多角的視点から検討をし、課題解決を行う。
- ・課題解決支援のプロセスを通じ、地域包括支援センター職員や、介護支援専門員等の課題解決力の向上を図り、自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高める。

(2) 地域包括支援ネットワーク構築機能

- ・地域の関係機関等の相互の連携を図る。

(3) 地域課題発見機能

- ・個別事例の課題分析等を積み重ねることにより、根本にある地域課題を明確化する。

(4) 地域づくり・資源開発機能

- ・共有された地域課題の解決のため、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワーク等、必要な地域資源の開発を図る。

(5) 政策形成機能

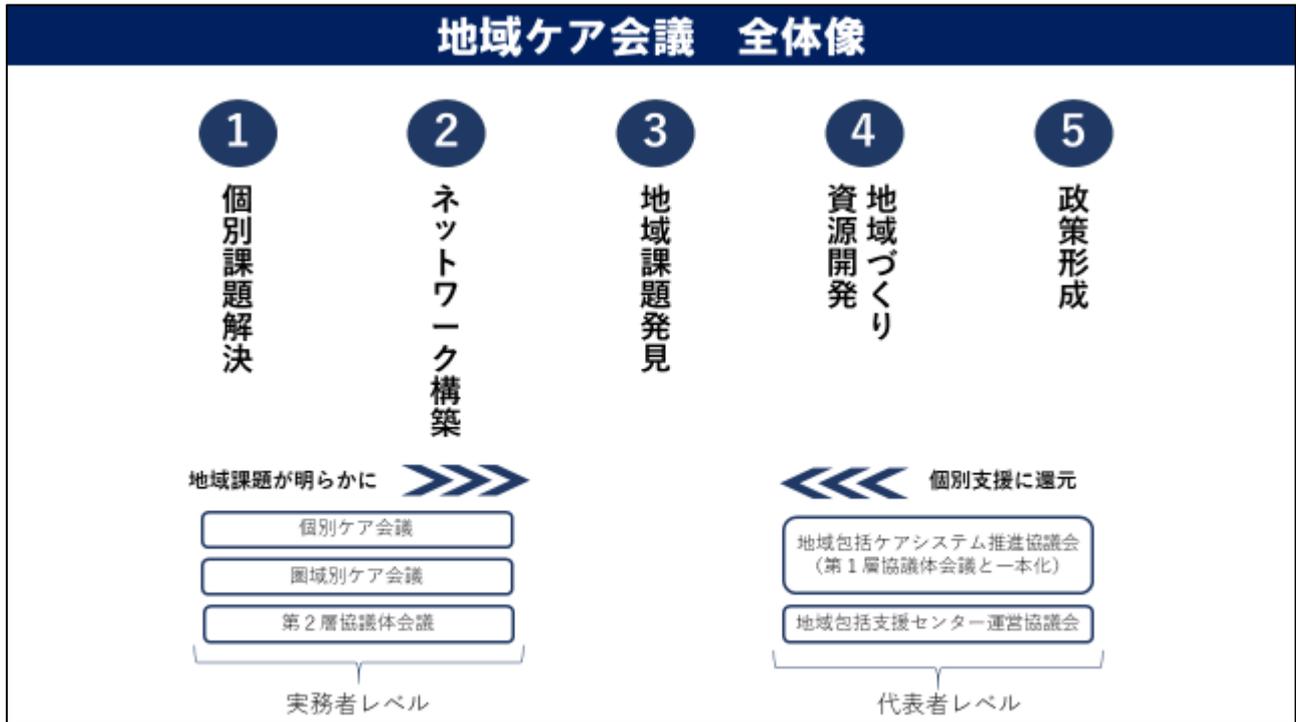
- ・地域課題の解決を行うにあたり、地域に必要な施策や事業への反映を図る。

これら5つの機能は相互に関係し合い、循環しています。各機能が相互補完できるよう、市の実情に応じて、地域ケア会議やその他の会議を効率的に組み合わせていくことが求められます。

2 鹿嶋市における地域ケア会議の種別等

種別【主催者】	対象範囲	参加者構成	機能
個別ケア会議 【地域包括支援センター】	指定なし	事例提供者（介護支援専門員等）、保健・医療・福祉関係者、地域住民等	①個別課題解決機能
圏域別ケア会議 (多職種連携型・見守り促進型) 【地域包括支援センター】	日常生活圏域	民生委員児童委員、ボランティア、区・自治会、シニアクラブ、シルバー人材センター、高齢福祉に関するNPO団体、民間企業、生活支援サービスまたは介護予防サービス関係企業、社会福祉協議会、地域包括支援センター等	②地域包括支援ネットワーク構築 ③地域課題発見機能
第2層協議体会議 【生活支援コーディネーター】		民生委員児童委員、ボランティア、区・自治会、シニアクラブ、シルバー人材センター、高齢福祉に関するNPO団体、民間企業、生活支援サービスまたは介護予防サービス関係企業、社会福祉協議会、地域包括支援センター等	②地域包括支援ネットワーク構築機能 ③地域課題発見機能 ④地域づくり・資源開発機能
地域包括ケアシステム 推進協議会【市】 (令和6年度より 第1層協議体会議と一本化)	市全域	医師、歯科医師、弁護士、薬剤師、社会福祉施設、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、民生委員児童委員、理学療法士または作業療法士、地域福祉推進委員、ボランティア、警察署、地域包括支援センター等	②地域包括支援ネットワーク構築機能 ④地域づくり・資源開発機能
地域包括支援センター 運営協議会【市】		医師、歯科医師、介護保険施設、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険被保険者、介護保険サービス利用者、保健・医療または福祉に関する学識経験者、関係する行政機関等	②地域包括支援ネットワーク構築機能 ④地域づくり・資源開発機能 ⑤政策形成機能

3 鹿嶋市における地域ケア会議の全体像



4. 鹿嶋市地域ケア会議開催スケジュール
別紙「開催スケジュール」を参照